

奈半利町ふるさと納税不正問題に関する住民説明会での意見・質問

私の考え方に立って意見・質問を述べる前に、私としての基本的な考えを以下3点申し上げます。

1. 全国の皆さんから寄付して頂いたふるさと納税寄付金は、本来は寄付者がお住まいの自治体に収められ、その自治体において住民のために使われるはずの税金であります。ふるさと納税制度の本来の趣旨は、寄付者の善意に基づき、寄付者皆さんのふるさとに対する想いが託された寄付金が、寄付された自治体において、その想いに応えられるように有効活用されてこそ、成り立つ制度であります。従って、なるだけ多くの寄付金が、寄付された自治体に残る仕組み作りが担保されることが求められることは、言うまでもありません。しかし、奈半利町は、この本来のふるさと納税制度の趣旨に反し、この制度を悪用した町職員2名が贈収賄事件により逮捕され、さらに、総務省への虚偽の申出書提出や、今後2年間のふるさと納税制度からの除外など、大変重い負の歴史を町史に刻むこととなりました。
2. 今回の贈収賄事件、国への虚偽申出書提出、ふるさと納税制度からの除外については、担当課の元課長・元課長補佐は言うまでもなく、前町長・現町長・副町長・ふるさと納税担当課の歴代課長等の町幹部、議会、監査委員に重大な責任があると思っています。
3. 贈収賄事件については、まだ裁判が始まったばかりで判決が出ていませんので、推論でしか申し上げられませんが、事件を起こした直接の当事者は、今のところ、担当課の元課長・元課長補佐と、元課長補佐の親族、そして一部の返礼品納入業者であると思っています。従って、一部の返礼品納入業者を除き、殆どの返礼品納入業者の皆さんは、町のために一生懸命頑張っておられたと思っていますし、非はないと思っています。

以上今述べました3点を基本に、意見と質問を述べさせていただきます。

まず、今回の贈収賄事件、及び国への虚偽申出書提出問題について、根本的な要因がどこにあったのかという観点から、私なりに考えた10項目について、述べさせていただきます。なお、私の考えに疑義がある場合は、正確にその根拠をお示し頂き、指摘して頂きますよう、お願いいたします。

- 1) 第三者委員会で示された、ふるさと納税返礼品上位100品目における調査結果にも表れていますが、それらについて、一般市場価格を無視したような高額で調達されていた返礼品が、複数存在していたこと。

◇米[コシヒカリ2等米]は農協買い取り価格の約2.7倍（実際に調査した農協買い取り価格より算出）

※別途町負担経費： 識選別・精米費=900円/30Kg, 送料=800円/件, 袋代=70円/枚(5Kg単位), JA倉庫保管・検査・人件費=1,100円/30Kg

※令和2年4月改定でも約1.9倍となっている。

※1等米は、当初は発送されていたと思うが、寄付件数が増大して以降、発送されていない。

◇野菜は一般市場価格の最大2倍（2020.06.10高知新聞朝刊記事より）

◇贈収賄事件にも深く絡んでいる豚肉は、配送費を含んだ一般卸価格の5倍（2020.05.27高知新聞朝刊記事より算出）

1,000円/Kg(能勢精肉店仕入[配送費含む]価格)×2,000Kg(返礼品加工業者納品量)=2,000,000円(卸価格原価)

10,000,000円(奈半利町支払額)÷2,000,000円(卸価格原価)=5(能勢精肉店仕入[配送費含む]価格に対し5倍)

※総務省に提出された申出書の内容に対し、総務省から疑義があるとの指摘を受け、県職員が協力し町職員と合同で、返礼品率が適正であるか、返礼品が地場産品であるかについて調査した結果、返礼品の上位100品目中97品目において違反が見つかった。この97品目の中には、返礼品率が192%（返礼品調達単価のみを元にした率であり、返礼品発送等々に係る他の経費を含めると、200%を優に超えている）となっている返礼品を含め、返礼品率が異常なほど高い返礼品や、地場産品外の返礼品が多数含まれていることが明らかになった。県職員が協力したこの調査は、約2週間の短期間で結果が出ており、町側に「やる気」さえあれば、もっと早い段階において返礼品調達に係る実態が解明されていたと思われ、今回の不祥事を防げた可能性は大であったと考えざるを得ない。

- 2) 元課長補佐が、返礼品納入業者の皆さんを勧誘する時に、「返礼品は言い値で購入する」と言って勧誘していたことと、それらに関する大半の決済を前町長が口頭で決済していたこと。

なお、元課長補佐に勧誘された方の中には、「言い値で購入する」と告げられたことに不信感を抱き、断った方が複数いらしたことを申し添えます。

- 3) 2019年6月の税法改正前（前町長在任中）に、国からふるさと納税制度の是正要請が4回なされていましたが、その都度、あくまでも要請ということで、全くその要請に応じてこなかったこと。これらの要請を真摯に受け止めていたのであれば、まず、返礼品調達価格が一般市場価格と比較してどうなっているかを検証し、高すぎれば見直しを図るべきであるが、実際はほとんどの返礼品について、調達価格の見直しはされてきませんでした。

本来、寄付額の設定は、返礼品調達価格を基準に寄付額を設定しなければならないのに、国の要請を無視し、さらに、他の自治体を強く意識するあまり、返礼品調達価格を見直さないまま、先に寄付額を設定したために、寄付額に占める返礼品単品の調達率が、国が要請していた30%を大きく上回る率となってしまう、調達率が高い返礼品が、多々存在することとなりました。

- 4) 私の知る限りにおいて、ふるさと納税を地域振興課が担当していた時の歴代課長が、ふるさと納税返礼品に係る最も重要な、①返礼品納入業者選定、②返礼品選定、③返礼品調達単価の決定、④寄付額の設定にか

かる決済行為から、結果的に外されていたこと。これらの重要な決済は、元課長補佐と町長の2名、若しくは副町長を加えた3名で決済処理されていたと思われます。このことは、奈半利町の処務規定からして考えられない異常な事態ではありますが、総務課長に、当時、誰の指示でこういった事態になっていたか問い正しましたが、明確な答えは示されませんでした。

このような異常な決済処理は処務規定違反であり、到底担当課長の一存で出来ることではなく、町長、若しくは事務方トップの副町長の指示がなければ、決してあり得ないと思います。また、この異常な事態について、当時の担当課長自ら町長、若しくは副町長に対し、異議を申し立てたことがあるのかと、改めて尋ねましたが、これまた明確な答えは、返ってきませんでした。(ふるさと納税返礼品の請求行為に対する支出についてのみ、決済をしていたとのことであります) この重要な過程に、担当課長が関わっていたら、税法改正前の総務省要請にも真摯に向き合い、正しい方向に軌道修正できた可能性も多少は、あり得たのかなど、悔やまれます。

※2020.06.10高知新聞朝刊記事においても、2014年当時からの実態が明らかにされている。

- 5) 前町長は、2008年からふるさと納税制度を推進するにあたり、当初の考えとして「寄付金はまず返礼品納入業者に還元せえ、町に金は残らなくていい(2020.06.10高知新聞朝刊にも記載されている)」との考えを示しており、その理由は、ふるさと納税制度を軌道に乗せ、寄付金確保による税収増を図ることと平行して、町民の収入増や就業意欲向上、若い世代への投資、雇用人口の増とその確保等々の相乗効果を狙った地域振興と活性化の考えであったろうと、推測いたします。その考えは、間違っておらず評価されるべきではありますが、片や一方では、ふるさと納税制度が一定軌道に乗ってきた時期においても、返礼品調達価格は、ほぼ見直しされることなく据え置かれてきましたし、前町長の返礼品生産者・加工業者に対する基本的な考えが変わることなく、町長が交代しても受け継がれてきたこと。

※この考えは、前町長の時に議会にも示されていた。(令和2年6月19日開催の第2回不正問題調査特別委員会 録に総務課長の発言が記載されている)

- 6) ふるさと納税事業を委託されていた「なはりの郷」が、ふるさと納税返礼品納入業者から提出された請求書の返礼品ごとの単価をチェックする仕組みが、存在していなかったことを確認しています。具体的には、返礼品納入業者との契約書が取り交わされていない、単価をチェックするための返礼品ごとの単価を記した一覧表、または、それに準ずるものが存在していませんでした。

さらにこのことから、何を危惧するかと言えば、仮に今日、返礼品納入業者の請求書が、なはりの郷に提出されたとします。なはりの郷は、請求書記載の単価を確認する術がないので、その請求書に記載された返礼品単価はチェックされずに、送付先情報・返礼品名とその個数の確認と合計金額を検算し、その請求金額になはりの郷自らの手数料を上乗せし、奈半利町に提出します。奈半利町は決済し、公金からその請求金額

をなはりの郷に支払い、なはりの郷は、手数料分を差し引いた金額を返礼品納入業者に支払います。返礼品の単価見直しがされていない前提で、数ヶ月後に同じ返礼品納入業者から同じ返礼品で単価のみが異なる請求書が提出された場合、やはり、その単価については、チェックする術がないので、疑われることなくその請求金額が同様の流れにより支払われるといったことが危惧されます。このようなことを意図的に画策し実行した返礼品納入業者が存在したとは思えませんが、このようなことがまかり通る状態であったと、容易に想像できます。

- 7) 2020年4月までは、返礼品調達単価の見直しが殆どされてこなかったこと。
- 8) 以前から議会は、「前町長がふるさと納税制度への参加当時から、寄付金はまず返礼品納入業者に還元せえ、町に金は残らんでえい(2020.06.10高知新聞朝刊にも記載されている)」との考え方を町幹部から聞いており、そのことを議会として認識していた上に、さらに、多数の町民から返礼品納入業者選定と、返礼品調達価格について疑問や問題視する声が上がってきていたにも拘わらず、それらのことに真摯に向き合うこともなく、町執行部を深く追求もせず、返礼品調達単価や寄付額の設定について精査することなく、検証すらしてこなかったこと。
- 9) 平成30年度の監査資料に記載されている通り、同年のふるさと納税制度における収支決算は、寄付金 3,745,604,143円に対し、収支は71,699,946円(1.9%)であり、経費が98.1%もかかっていることから、誰が見ても異常であると思われるが、このことに対し、監査人員不足等の不備により、監査委員は詳細な調査・監査を行うこともなく、この決算を了承している。ちなみに、前年の平成29年度は、経費がほぼ100%を占めていたにも拘らず、この年度に於いても同様に了承している。ふるさと納税に関する決算が、高額の寄付金を集めた平成29・30年度と2年連続して異常な収支状況であったにも拘らず、監査体制の不備を理由に、その内容を精査することなく、結果的に監査委員が見過ごしたことになってしまったこと。
- 10) 4項目の要因においても述べましたが、地域振興課が、ふるさと納税の担当課であった当時、担当課の課長が、①返礼品納入業者選定、②返礼品選定、③返礼品調達単価の決定、④寄付額の設定にかかる決済行為から外されていたことを議長は把握していたが、このことに対し議会として、その目的、若しくは意図を町長・副町長に正すことなく、放置していたと思われること。

※議長が把握していたことは、令和2年7月2日開催の第3回不正問題調査特別委員会において、議長の発言が記載されている。

以上、10項目が今回の不祥事の要因であったと、私は考えています。

次に、今回の不祥事を招いた最大の原因は、返礼品調達率の高さであり、そのことが町長が代わっても見直されることなく放置され、その上に嘘を積み重ねてきた結果が招いたことであり、前町長・現町長・副町長の責任は、非常に重いと言わざるを得ません。また、議会、及び監査委員の責任も当然問われなければならないとの思いから、質問と要請を申し上げます。なお、収賄罪に問われている休職中の町職員2名については、判決が出てからの処罰とならざるを得ないことは理解できますが、2名以外の容疑者証言からしても犯罪行為を犯したと、容易に想像できることから、到底許すことはできません。

1. 町側の責任について質問します。

町側の責任は、逮捕された担当課の元課長・元課長補佐はもちろんのこと、前町長、現町長、副町長、そして当時、ふるさと納税業務を担当していた課の歴代課長にあると考え、質問します。

- 1) 現町長は、平成30年の町長選挙の時、公約として「ふるさと納税についてガラス張り化を図る」ことを公約にしていたが、あれから2年以上経過しても、その公約を果たしていない。公約をすぐに実行していたら、今回の不祥事の総てとは言わないが、特に総務省への虚偽申出書の提出や、ふるさと納税制度からの除外は、避けられたかもしれないと考え、今日に至ってもこの公約を果たさずにいる町長の責任は、極めて重いと考えます。有権者に約束したことが、これだけ時間が経過したにも拘わらず、果たせていないのは何故か、その理由を具体的に示して下さい。

私は、町長選挙から2年以上経過しながら公約したことが、今どうなっているかさえも町民に説明せず、公約を果たさない者は、有権者を裏切っていることであり、町長の資格はないと思っています。詳細は割愛しますが、私が衛生委員会の委員長として、2019年5月29日に副委員長と二人で町長に面会し、衛生委員会の総意として取り纏め提案した件についても、1年5ヵ月が経過しますが、何ら回答がないまま放置されています。重ねて申し上げます。途中経過さえ示さず、約束したことを守らない者は、町長の資格はないと思います。このことについて、町長の考えを示して下さい。

※衛生委員会の総意として取り纏め提案した後、放置されている内容は、ゴミの不法投棄問題に関し、その是正を図ることと併せ「ふるさと納税の恩恵を全町民が平等に感じていない」との多くの町民の声を受け、町指定のゴミ袋を全世帯に無償配布（枚数は町に一任）するよう提案したことであるが、町側は中芸地区の他町村との関係から、町指定のゴミ袋の無償配布は難しいため、他の方法を検討し、後日、衛生委員会に示すこととなっていた。

- 2) 町長に伺います。町幹部は、前町長時代から奈半利町は、ふるさと納税寄付金に対する返礼品の返礼率が高いことを前面に出していたことを認識していたにも拘わらず、泉佐野市等に於ける高額返礼品問題等々を背景とした総務省からの度重なる是正要請に耳を傾けることなく、返礼品調達額

についても令和2年4月までほとんど見直すことをせず、基本的には、前町長の考え方を継承し、ふるさと納税制度を運用してきたと思われるが、その理由は何か明確に示して下さい。

3) 町長、副町長、総務課長に伺います。ふるさと納税返礼品について調達価格が市場価格より高額であった品物が複数存在していたことは、三人とも認識しておられると思うが、具体的にどの品物が高額調達品であったかを、自ら調査し確認したか、三人それぞれが調査した品物と、その内容について、具体的に示して下さい。

4) 町長と副町長に伺います。2019年4月の総務省への虚偽申出書提出についてですが、提出に至るまでの経緯等詳細な内容は省略しますが、ふるさと納税制度参加を車の運転に例えるなら仮免許で運転中であり、今回は、本免許を交付してもらえるかどうかの大変重要な申出書提出であったにも拘わらず、処務規定に沿った決済がなされていない、記憶がない等々、挙げ句の果てには、元課長補佐が処務規定を無視し、勝手に提出したことになっている。まさに「死人に口なし」と言っても過言ではなく、こんな幼稚な答弁では、町民誰も納得できることにはなりません。

今回の申出書提出は、今後の町政運営と住民生活に重大な影響を及ぼすことが、容易に想像できることであり、元課長と元課長補佐に対し、総務省宛メールを送信する前には「必ずその内容を町長・副町長に示し、適正であるかが確認・了承されたうえで送信すること」と強く指示をしておけば、間違いなく町長自らが指示した内容になっているかを確認できた訳であるし、このような幼稚な答弁をする必要もない訳である。このようないたって当たり前のことが、何故疎かになってしまったのか、本当に理解できません。さらに、奈半利町が、2019年7月に改めて総務省に提出した2回目の申出書も虚偽の内容でありました。これらの責任は、元課長補佐にあることは勿論であるが、町長・副町長の責任は、大変重たいと言わざるを得ません。このことだけでも、町長と事務方トップの副町長は、辞任に値すると考えますが、明確な考えを聞かせて下さい。

5) 前4項の質問に関連し、総務課長に伺います。2019年4月に、総務省宛申出書を元課長補佐が処務規定を無視し、勝手にメールを送信したということであるが、それを裏付ける意味で、そのメール送信をメールサーバー側に保存されていると思われるログで確認したか、回答願います。

6) 次に、町長、副町長に伺います。お二人は、2020年10月13日に開催された臨時町議会において、今回の大変な不祥事の責任を自らに課すため、議会にその給与減額案を提出し、全会一致で承認されました。その内容は、町長が40%減給6ヵ月、副町長が30%減給6ヵ月という内容です。この期間に冬のボーナスと期末手当支給月が重なると思いますが、お二人の減給の合計額を示して下さい。

元課長補佐は、贈収賄罪で起訴された金額約9,700万円と時効分を加えると、約1億円を超える額を実質公金横領したことになりますが、この実質公金横領した額と、今後2年間ふるさと納税制度から除外された結果、町が被る税収減を加えると、莫大な額を失ってしまったことになりますが、お二人が減給した合計金額は、この損害と、総務省宛虚偽申出書提出の問題を併せて考えた時、本当に妥当な減給処分と言えるのでしょうか、妥当な責任の取り方でしょうか、甚だ疑問であります。お二人には、大変失礼なことを言いますので、お許し願いたいと思いますが、お二人それぞれの年収は、町の決算書類にて確認できます。お二人の現在のそれぞれの年収と、奈半利町民の平均年収とを比較すると、今回お二人が減給される額をそれぞれ差し引いても、奈半利町民の平均年収の約3倍弱の給与が町から支給されると思いますし、退職金が4年ごとに支給されることを考えると、町が失ったものの大きさからして、この処分内容で、町民が納得できるとは、私には思えません。町民の視点に立ってみると、今回の責任の取り方は、あまりにもことの重大さを反映していないように思えてなりません。大変甘い責任の取り方であると感じます。奈半利町が今回の不祥事でどれだけの損害を被ったか、ひいては、今後の町民生活に多大な悪影響を与える可能性を秘めていることを、本当に理解しているのでしょうか、お二人の考えを聞かせて下さい。

- 7) 町長に伺います。簡潔に言うと、逮捕された元課長と元課長補佐は、ふるさと納税制度を悪用し、返礼品調達において町が支払った金を還流させ、自らの懐に入れた訳であり、実質公金横領であると考えます。従って、総額約1億円について、民事訴訟において取り返すよう、強く要請しますが、このことについて、現在の考えを聞かせて下さい。
- 8) 町長に伺います。2019年4月に、元課長補佐が処務規定を無視し、総務省宛のふるさと納税に関する申出書を偽造し、勝手に提出したとのことであるが、これは、公文書偽造、虚偽公文書作成及び行使の犯罪行為であるため、刑事告発をするべきと思いますが、町としての考えを示して下さい。
- 9) 町長と副町長に伺います。まず、逮捕された元課長・元課長補佐の犯罪行為に対し、有罪判決が確定した場合、お二人は、改めて責任を取ることを考えているか、お尋ねします。私としては、もし、贈収賄事件で町職員の有罪が確定した場合、公文書偽造、虚偽公文書作成及び行使と、ふるさと納税制度からの2年間除外という今回の度重なる不祥事を総合的に考えた場合、お二人は、潔く引責辞任し、お二人共に退職金は辞退して頂きますよう、強く要請いたします。お二人は、その職務・職責において、それに見合う高給を町から支給されていますが、これは、町政運営上、如何なることに対しても常に責任が付き纏っていることへの対価であると考えます。従って、今回の度重なる不祥事への責任は、引責辞任しかないと私は考えます。このことについて、お二人の考え方を示し

て下さい。さらに、ふるさと納税担当課の課長と総務課長について、責任の取り方をどう考えているのか、お示し願います。

10) 町長に伺います。休職扱いとなっている元課長と元課長補佐の給与についてですが、現在、町長の裁量により、60%が支給されていますが、町民感情からして、多数の町民が納得出来ないと考えています。町長の裁量に委ねられていることなので、再考し、さらに減額する考えがあるのか・ないのか、明確に回答願います。

11) 副町長に伺います。2020年6月18日の高知新聞朝刊の記事によると、奈半利町は2018年11月、ふるさと納税ポータルサイトを見た総務省の担当者から県の担当部署に「奈半利町はまだカニやホタテを扱っている。取りやめると言ったではないか」との連絡が入った。県担当部署の職員は驚いた。国の基準に合わせて返礼品を地場産品に限るよう県が求めた結果、奈半利町は「カニ、ホタテなどは2018年10月末でやめる」と約束したはずであった。～中略～ 県職員が奈半利町を訪ねると、副町長ら（元課長補佐同席と思われる）は、「在庫を抱えた業者を守るため、分かって欲しい」と訴えた。この業者とは、贈賄容疑で逮捕された道成水産のことであり、10億円のカニなどの在庫を抱えていたと、この記事は当時の県と副町長らのやり取りを紹介しています。

この記事の内容からして、公職に就く者が、一民間業者のために県担当者に民間業者自らが招いた在庫の救済措置として、ふるさと納税制度に相応しくないということで、総務省から県を通じ取りやめると約束していたことを反故にするような要請をしたことは、公職に就く者として、果たして適切な行為なのかと、思わず疑いたくなります。当時、ふるさと納税返礼品業者は、道成水産だけでなく、総務省の返礼品基準の厳しい見直しの影響を受け、困惑していた業者は、他にも存在していたと容易に想像できるが、何故、道成水産だけにとっても受け止められるような対応を取ったのか、理解に苦しむところであります。公職に就く者は、常に公平公正でなければならない、この県への要請は、公務員倫理からしても甚だ疑問であります。このことに対し、明確な回答を求めます。

12) 副町長に伺います。総務省への虚偽の申出書提出についてですが、その申出書の作成にあたり、町長は返礼品調達価格を見直す時間がなかったから、寄付額を上げて30%となるよう操作し、申出書を提出せざるを得なかったと、説明されていました。私からすると、それは詭弁でしかありません。何故なら、平成27年4月以降、平成30年4月まで4回総務省から改善要請がなされています。この期間は、前町長が在任中でありましたが、この4回の総務省要請に真摯に向き合っていれば、町として見直す時間は、十二分にあったことは、明らかであります。このことについて、お答え願います。

13) 町長に伺います。総務省への虚偽の申出書提出は、ふるさと納税返礼品納入業者の皆さんを守るために、やむなく行ったと説明されていますが、奈半利町の町民は、返礼品納入業者の皆さんだけではありません。町が行ったこの行為は、犯罪行為であり、町民からして決して許されることではなく、結果的に町民からの信頼を失い、一部の返礼品納入業者を除き、まじめに一生懸命協力されてきた返礼品納入業者の皆さんや、全国から善意により寄付していただいた寄付者の皆さんを裏切ることとなりました。このことについて、お答え願います。

14) 町長に伺います。冒頭の根本的な要因1)項に関連して、質問します。この項では、米・野菜・豚肉の調達価格が、一般的な市場価格等と比較すると、高額で調達されていたことを具体的に説明させていただきました。他にも調達額が市場価格より高額で調達した品物があるかもしれませんが、これらが適正な市場価格に準ずる価格で購入されていた場合、寄付者は、市場価格より高額で調達していた品物を入手するために寄付した額より、同じ品物を少ない寄付金で入手することができます。

本来、特別な価値があるような品物を除き、一般的な品物の価値・価格は、資本主義社会に於ける市場経済活動においては、当然、様々な原価、利益、同じ品物の市場価格とその動向、売り手の戦略、売り手・買い手双方の信頼関係、売り手・買い手双方の良心、需要と供給のバランス等々の上に成り立っていることは、私が説明するまでもありません。

誤解のないように申し上げますが、総ての奈半利町の返礼品が、市場価格に比べ高額で仕入れられていたということでは、決してありません。しかし、豚肉のように、一般市場卸値の約5倍の額の請求に対し、奈半利町は、その返礼品加工業者に公金を支出しています。この仕組みこそが、柏木元課長補佐や、その親族等が、実質公金を中抜きして、私腹を肥やす抜け道になったということです。話が少し逸れましたが、ようは、寄付者に一般市場価格から大きくかけ離れた非常識な価格で調達した返礼品を、さも高返礼率であると見せかけ、詐欺行為に等しいことを、奈半利町は全国の寄付者に対し行ってきたということになるのではと、私は思っています。例を挙げるならば、肉の様々な部位の肉質の優・劣は、プロでなくては見分けることが難しく、シロート目には、判断が難しいということを手にとり、安い肉を希少価値の高い肉と偽ったと言われても弁解できないのではと、私は考えます。町長の見解をお願いします。

15) 町長に伺います。令和元年までのふるさと納税は、寄付金累計総額が11,686,611,000円、経費累計総額が10,141,281,000円であり、経費が87%を占めており、その結果、累計収支は13%となっています。このことから分かるように、町には寄付金累計総額の僅か13%しか残っていません。

経費累計総額の内訳は、返礼品調達にかかった経費累計総額が6,169,681,000円で、経費全体に占める割合は60.8%です。その他経費累計総額が3,971,600,000円で、経費全体に占める割合は39.2%です。何故このように経費が87%も占めることになっているのか、説明願います。加えて、経費圧縮

について、町長就任から今日までに実施した具体的内容について、示して下さい。

※令和2年単年度に於けるふるさと納税に係る収支は、令和元年度の寄付に対する返礼品発送が令和2年度に於いても発生（返礼品率が高い返礼品が相当数含まれる）することと併せて、令和2年度の寄付に対する返礼品発送が嵩み（返礼品率が高いものが含まれる）、赤字決算が想定される。なお、令和元年単年度に於ける、ふるさと納税単収支は、6億円強の赤字でした。

2. 議会の責任について

- 1) まず、議員の皆様が、日々、町政、及び町民のために、その職務を一生懸命果たされておられることに対し、敬意を表します。片やその一方で、議員活動の内容と取り組み方においては、その活動が町民の目に映りにくいことがあることも、事実だと思いますし、そのことが町民の誤解を招くことにも繋がりがねません。今回のような奈半利町政始まって以来の不祥事におきましては、町民に対し、その活動・言動が鮮明に映り、町民の理解と信頼を得ながら、その職務を遂行されるのが、大切だと考えます。

さて、前置きが長くなりましたが、私は、今でも忘れることができません。町職員2名が逮捕された直近の議会において、このことについて声を上げた議員は、僅か1名でした。その次の議会でもこの件に関連し、ふるさと納税制度の質問をされた議員は2名でした。素直になんで、という思いがこみ上げてきました。また、ふるさと納税に関する不正問題調査特別委員会は、委員会ですので、原則公開で開かれるべきだと思いますが、委員会録を読むと、その非公開とした理由は、私としては、到底納得できる内容ではありませんでしたし、本委員会が罰則規定のある100条委員会の形ではなく、罰則規定のない109条において開催されたことに、失望いたしました。議員の過去の発言を議会議事録等で確認すると、執行部から、さんざん嘘をつかれたと言う発言が、多々見受けられます。それなのに何故、100条委員会方式で開催しなかったのか、今になっても理解できません。さらに、2020年10月13日の臨時議会に於ける町長・副町長の責任の取り方に対する議案審議は、傍聴した我々の町民の前では全く審議されず、全議員からの質問は皆無でした。新聞記事を引用すると「説明3分、質問なし」です。僅かな時間で閉会となりました。これがこの大変な不祥事に伴う議会の姿かと思うと、遣り切れないやら、情けないやらの気持ちで一杯になりました。

ある町民の声を紹介すると、町執行部、議会、監査委員はなれ合いで、真相解明など、期待する方がおかしいし、膿を出し切ることはあり得ないと憤慨していました。

町職員2名の逮捕以来、私は総ての議会、第三者委員会、ふるさと納税に関する不正問題調査特別委員会（公開）を傍聴し、関連する過去の議会議事録と、非公開であったふるさと納税に関する不正問題調査特別委員会録を入手し、自分なりに読み解いてみました。私なりの結論は、明らかになったのは表面上のことだけで、本日、私が提起した一連の不祥事の根幹に関わる要因や、多くの質

間事項については、議会では解明されていないと思っています。

とにかく、議長から「議会としても責任がある」との考えが示されていますので、総ての町民とまでは言いませんが、できるだけ多くの町民が納得でき得る、具体的な責任の取り方について、なるべく早く示して頂きますよう、強く要請いたします。

3. 監査委員の責任について

- 1) ふるさと納税制度の監査書類を入手し、その収支内容を見た時、率直に言って、民間出身の私からしたら、本来あり得ないような収支率であり、よくこれで監査委員は了承したな、というのが私の率直な感想でした。確かに、奈半利町の代表監査委員が、第三者委員会で述べられていましたが、平成26年度以降、寄付件数・寄付額共に急激な伸びをしており、監査要員数が絶対的に不足、膨大な仕事量から、詳細な監査ができる体制になかったと、発言されていました。それは事実だと、私も容易に想像できます。しかし、平成29・30年に監査委員が了承した資料を見ると、その収支状況はほぼ同じで、平成29年は寄付金総額 3,905,639,000円に対し、その収支は20,820,000円であり、寄付金総額に対する収支率は0.5%です。これは何を意味するかというと、寄付金に対し支出した費用が、ほぼ100%を占めているということです。

平成30年は、寄付金総額 3,745,604,000円に対し、その収支は65,652,000円であり、寄付金総額に対する収支率は1.75%です。この年も経費が98.25%も掛かっています。ちなみに平成28年の収支は43.4%であり、平成27年の収支は71.3%でした。

このことから分かるように、平成29年から急激に収支が悪化しています。第三者委員会に於ける監査委員の説明は、平成29年については、一応理解できるとしても、何故、平成29年の監査体制を反省し、平成30年に備え詳細な監査が可能となる体制が構築できなかつたか、甚だ疑問であり、監査委員も町も職務怠慢であると言っても言い過ぎではないと思います。

町民から徴収した税金を含め、貴重な税によって行政サービスを営む行政の監査は、民間以上に厳しい監査が求められるのは、当たり前のことであるにも拘わらず、2年連続で同じ言い訳は通用しません。

会計監査委員と町側が協力し、率直に意見交換した上で、平成30年の監査に備え、有効な新たな監査体制を事前に構築できていたら、総務省への二度の虚偽申出書を送付することも防げたかもしれないと考え、監査委員にも大きな責任があることは明白であり、具体的な責任の取り方を示すよう、要請いたします。

4. 要望・要請

- 1) 前町長につきましては、功・罪存在すると思います。功・罪の功の部分としましては、4期16年間

の在任中、奈半利町のために尽力され、残した功績は大きく評価されるべきであります。

例を挙げれば、先にも述べましたが、ふるさと納税制度を軌道に乗せ、町民総てではありませんが、相当数の住民の収入増に繋げ、税収増を図り、雇用を生み、またその雇用が長きにわたり確保できるよう努力され、一次産業の活性化と地域振興に貢献されたと思います。さらに、子育て世代への援助として、幼稚園費用の無償化や学生への給付金支給、住民の健康を目的とした医療への助成、防災対策としての防災センター・避難タワーの設置、幼稚園の高台移転、そして、町内インフラの整備等々、その功績は多大であります。

片やその一方の罪の部分としましては、細かくは申し上げませんが、一言で言えば、今回、町政始まって以来の贈収賄事件による逮捕者を町職員から出してしまう大変な不祥事に繋がる下地が前町長時代に築かれ、その大胆な改革が前町長在任中に行われることなく、現町政に脈々と継承されてしまったことに尽きると考えます。

返礼品調達においては、ふるさと納税制度を運用し始めた当初は、軌道に乗せる必要があり、特に返礼品の開発・確保において、相当な苦労があったと思いますし、生産者や加工業者の就業意欲向上と育成には、返礼品を高額にて調達する仕組みも必要であったと思います。しかし、「石の上にも三年」ではありませんが、ふるさと納税制度運用のノウハウもある程度蓄積され、一定軌道に乗れば、返礼品は勿論、その他経費の圧縮も考え、経費全般について見直しを図ることが必要だったのではないかと考えます。

市場経済活動では当たり前ですが、調達品の数量も寄付件数の増により、自ずと多くなることから、返礼品の調達価格の見直しは、可能であったと思いますし、返礼品以外の経費についても、それぞれの企業等と交渉し、量に見合った価格に見直すべきであったと思います。また、返礼品調達については、インセンティブ制度の導入を図り、品物の質に見合った調達価格を実現するため、返礼品業者間の良い意味での競争を促し、最大でも一般市場価格の1.5倍に設定することと併せて、返礼品加工業者や生産者の育成と・質の向上や、新規返礼品納入業者の開拓に特化した基金を設立し、将来に繋がる体制整備もする必要があったのではないかと考えます。今、述べましたことを私なりに踏まえ、前町長の責任を考えた場合、やはり一定の責任はあると思います。前町長には、良心とその責任に鑑み、自らご判断され、一定の責任の取り方を示して頂きますよう、強く要望いたします。

- 2) 今後の町政への要請といたしまして、職員や町民の声に真摯に応えられるよう、誰もが安心して「良いものは良い、悪いものは悪い」と率直に声が上げられるような、昔で言えば目安箱的な仕組み作りと併せて、町職員の内部告発者保護制度の真の確立を図り、町政に反映させて頂きたいと、切に要請いたします。

—以上—